

新たな給付奨学金制度に係る家計急変に関するQ & A

【令和2年4月10日版】

予期できない事由により家計が急変し、緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込みにより要件を満たすことが確認できれば、給付奨学生（高等教育の修学支援新制度）の支援対象と給付奨学金及び授業料等減免の支援対象となります。

家計急変の募集にあたり、現在多くお問合せいただいている事項について、以下のとおりとりまとめました。

併せて、家計急変の申込希望者に配布している「奨学金案内-家計急変-」もご覧ください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/__icsFiles/afieldfile/2020/03/24/kakeikyuhen_annai.pdf

家計急変に該当する事由は、下表1に記載の事由に該当し、対応する証明書類を提出できる場合となります。

【下表1】

	家計急変の事由（注1）	家計急変者の証明書類
A	生計維持者の一方（又は両方）が <u>死亡</u>	下記のいずれか ・戸籍謄本（抄本） ・住民票（死亡日記載）
B	生計維持者の一方（又は両方）が <u>事故又は病気</u> により、半年以上、就労が困難	・医師による診断書 <u>及び</u> ・雇用主による病気休職に係る証明書（注2）
C	生計維持者の一方（又は両方）が失職（非自発的失業（注3）の場合に限る。）	下記のいずれか ・雇用保険被保険者離職票 ・雇用保険受給資格者証
D	生計維持者が <u>震災、火災、風水害等に被災</u> した場合であって、次のいずれかに該当 ①上記A～Cのいずれかに該当 ②被災により、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生	・罹災証明書

（注1）収入減少を伴わない家計支出増加の場合は、家計急変による緊急支援の対象とはなりません。

（注2）雇用されている者が傷病により就労困難となった場合、傷病による休暇（休職）につい

て、①当該休暇（休職）の期間、及び②当該期間中の給与等支給状況について記載した証明書は雇用主に作成又は押印を依頼してください。

（注3）「非自発的失業」とは、雇用保険被保険者離職票（又は雇用保険受給資格者証）において、下表2の離職理由コードに該当する場合をいいます。

【下表2】

離職理由コード	
1A (11)	解雇（3年以上更新された非正規社員で雇止め通知なしを含む）
1B (12)	天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
2A (21)	雇い止めによる解雇（期間の定めのある雇用契約（1年未満）を3年以上繰り返し、事業主側の事情によって契約満了、又は雇い止めとなったために離職したとき）
2B (22)	倒産・退職勧奨・法令違反等の正当な理由のある自己都合退職
2C (23)	期間の定めのある労働契約の期間が終了し、かつ、次の労働契約の更新がないことにより離職した者（その者が更新を希望したにもかかわらず、更新できなかった場合）
3A (31)	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
3B (32)	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
3C (33)	正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間 12ヵ月以上）
3D (34)	正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間 12ヵ月未満）

※次の事由については、被災した場合（上表Dに該当する場合）を除き、対象とはなりません。

- ・生計維持者の離婚又は失踪
- ・定年退職等、非自発的失業に該当しない離職
- ・雇用保険に加入していない生計維持者（会社経営者等）の離職

【全般】

Q 1 家計急変事由（表 1）に該当しませんが、収入が急減しています。家計急変の支援を受けることができますか。

A 1 家計急変による給付奨学金の支援を受けるには、表 1 のいずれかの事由に該当していることが必要です。いずれにも該当しない場合、在学（定期）採用でのお申し込みをご検討ください。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響による家計の急変については、証明書※により事由 D に該当するものとみなします。

※「新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少があった者等を支援対象として、国及び地方公共団体が実施する公的支援の受給証明書又はこれに類するものと認められる公的証明書（コピー）」及び「家計急変後の年間見込収入に基づく『進学資金シミュレーター』の『給付奨学金シミュレーション（保護者の方向け）』での結果表示画面を印刷したもの」の 2 点。前者についてはどのようなものが該当するか、後日ホームページ等によりお知らせします。

Q 2 離婚により収入が急減しました。家計急変の支援を受けることができますか。

A 2 表 1 のいずれかの事由に該当していなければ、家計急変のお申し込みはできません。在学（定期）採用でのお申し込みをご検討ください。

Q 3 家計急変事由（表 1）に該当しますが、以前から低収入（低所得）です。家計急変と在学（定期）採用のどちらに申し込むべきですか。

A 3 以前から低収入（低所得）であって※、在学（定期）採用の申し込みが可能なタイミングであれば、在学（定期）採用へのお申し込みをおすすめします。家計急変の場合、それによる支援が継続している間は 3 か月ごとに収入等を確認するため、在学採用に比べて手続きが比較的煩雑になるうえ、短い期間に支援の区分が変わる可能性があります。

※ 春の在学採用の場合、前年度の市町村民税が非課税またはそれに準じている（前々年中の収入が低い）場合。秋の在学採用の場合、当年度の市町村民税が非課税またはそれに準じている（前年中の収入が低い）場合。

Q 4 家計急変事由（表 1）に該当すれば、家計急変の支援を受けることができますか。

A 4 家計急変の事由に該当し当該証明書類を提出した場合でも、家計に係る基準（収入基準・資産基準）及び学業成績等に係る基準等や入学時期等に関する要件や在留資格等に関する要件を満たしていなければ、家計急変による支援を受けることはできません。

※ 支給額算定基準額の算定について

以下の①②の合計額により収入基準を判定します。支給額算定基準額の合計額が100円未満の場合は第1区分、25,600円未満の場合は第2区分、51,300円未満の場合は第3区分となり、それ以上の場合は支援の対象になりません。

①家計急変の事由に該当する生計維持者

支援開始月から最初の3か月間の支給額算定基準額は0円とみなします（進学（進級）までに家計急変があった場合や家計急変の事由が事故・病気等で休職期間中に給与が発生している場合を除く）。その後は、3か月ごとの収入に基づき計算した額によって支給額算定基準額を決定します。

②学生等本人と家計急変の事由に該当しない生計維持者

最新の「所得（課税）証明書」に基づき、それぞれの者について支給額算定基準額を算出します。

Q 5 家計急変事由発生日からすぐに提出書類を全て整えて申し込んだ場合には、支援開始月は、いつになるのでしょうか。

A 5 家計急変事由発生の事実確認や大学等が学業成績等を確認のうえ推薦する期間が必要であり、審査には一定の期間を要することから、家計急変事由発生日から4か月目（事由発生日から3か月以内に申し込んだ場合。例：家計急変事由発生日が4月中の場合、支援開始月は8月）となります。

但し、2020年3月以前に家計急変事由が発生し、2020年5月末日までに申し込んだ場合、支援開始月は2020年4月からとなります。

Q 6 家計急変事由発生日から3か月経過後に申し込むことはできますか。

A 6 「やむを得ない事由」があると学校長が認めた場合には申し込むことはできます。

ここでいう「やむを得ない事由」とは、学生等本人の病気、家族の看護、災害等による被災、実習中などが考えられます。

なお、家計急変事由発生日から3か月経過後に申し込んだ場合の支援開始月は、審査を経て採用が認められた月となるため、家計急変事由発生日から4か月目に遡っての支給は認められません。

また、2020年3月以前に家計急変事由が発生した場合であって、やむを得ない事由により2020年5月末日までに申し込むことができず、その後に申し込んだ場合は、2020年4月からの支援ではなく、審査を経て採用が認められた月が支援開始月となります。

Q 7 家計急変事由が発生してから申し込むまでの間に家計急変事由が解消している場合でも、申し込むことはできますか。

A 7 例えば家計急変事由が失職（非自発的失業）であっても、申し込むまでの間に転職等により収入減が解消された場合には、申し込んだとしても支援を受けることができない場合があります。

Q 8 申込者本人の収入が急減した場合、家計急変の支援対象となりますか。

A 8 申込者本人が家計急変の事由（表 1）のいずれかに該当すれば、支援対象となり得ます。ただし、事由 A は該当することがなく、事由 B は病気による休職の証明が必要になり、事由 C は雇用保険が適用されていることが前提になるので、学生である申込者本人に家計急変事由が生じるケースはまれであると考えられます。

【事由 A】

Q 9 家計急変事由 A において、例えば生計維持者（父）の死亡により世帯の年間所得が大きく減少すれば、支援対象となりますか。

A 9 家計急変の事由 A として、支援対象となり得ます。

ただし、支援を行うためには、所得のほかに、資産の要件や学業成績等の基準を満たしている必要があります。そのため、例えば遺産相続等により、学生等本人及び生計維持者（母）の資産額の合計額が 1,250 万円以上となる場合等は、支援対象となりません。

Q 10 生計維持者のうち 1 人が死亡した後、再婚等により生計維持者が 2 人になった場合、支援対象となりますか。

A 10 申込時点で生計維持者が 2 人になっている場合、事由 A の申込みはできません。支援対象となった後、再婚等により生計維持者が 2 人になった場合は、3 か月ごとの申告（家計急変現況届）においてその旨を申告していただきます。その場合、その後は増えた後の生計維持者の収入等に関する書類も提出していただき、改めて審査を行うこととなります。

Q 11 事由 A の発生により世帯収入が減りましたが、在学（定期）採用も募集されています。家計急変と在学（定期）採用のどちらに申し込めばよいですか。

A 11 生計維持者が死亡した場合、通常の在学採用で申込みをした場合でも、家計急変で申込みをした場合でも、家計基準の審査結果に違いはありませんので、在学採用の申込期間であれば、在学採用で申込みをした方が、手続きや必要書類が少なく済みます。ただし、家計急変は通年で申込みを受け付けておりますので、在学採用の募集期間外でも申込みが可能です。

Q 12 事由 A の事由発生日はいつですか。

A 12 生計維持者が死亡した日です。

【事由B】

Q13 家計急変事由のB「生計維持者が事故又はまたは病気により、半年以上、就労が困難」の「半年」とは、申込時点で半年（6か月）以上経過していることが条件なのか、医師による診断書または雇用主による証明書で半年以上就労困難の旨が明記されていることが条件なのか、どちらとなるのでしょうか。

A13 医師による診断書で半年（6か月）以上就労困難な旨が明記されている必要があります。また、この場合の事由発生日は診断書に記載された就労困難な状況が開始した日付となります。なお、家計急変は、事由発生から3か月以内に申し込んでいただく必要があります。

ただし、2020年3月以前に家計急変事由が生じていたか、2020年4月以降に家計急変事由が生じていてやむを得ない理由により3か月以内に申し込めなかった場合であって、申込みの時点が就労困難である期間に含まれている場合、申込みが可能です。

Q14 事由Bによる申込みのためには、「医師による診断書」と「雇用主による病気休職に係る証明書」の両方が必要ですか。

A14 給与所得者の場合、退職していないかぎり、両方が必要です。そうでない場合（自営業、会社役員等）は、診断書に加え、病気等により就労が困難であることを所定様式にて申告していただきます。

Q15 事由Bについて、病気が原因で退職（失業）した場合、「雇用主による病気休職に係る証明書」が提出できません。支援を受けることはできますか。

A15 事由Cに該当する場合、事由Cで申し込んでください。事由Cに該当せず、病気が原因で退職（失業）した場合、診断書に加え、病気等により就労が困難であることを所定様式にて申告していただくことにより、申し込むことができます。

Q16 診断書に「就労困難」との記載がありませんが、証明書類として認められますか。

A16 認められません。

Q17 診断書に記載されている就労困難である期間が6か月未満ですが、証明書類として認められますか。

A17 認められません。

Q18 事由Bの事由発生日はいつですか。

Q18 診断書に記載された就労困難な状況が開始した日です。

【事由C】

Q19 事由Cについて、自発的な離職であった、もしくは雇用保険に加入していなかったため、表2のいずれにも該当しません。支援を受けることはできますか。

A19 家計急変の事由に該当しないため、申し込むことはできません。ただし、病気による離職の場合、事由Bに該当する場合があります。

Q20 事由Cの事由発生日はいつですか。

A20 雇用保険被保険者離職票又は雇用保険受給資格者証に記載された離職日です。

【事由D】

Q21 事由Dの事由発生日はいつですか。

A21 罹災証明書に記載された罹災の日です。

【新型コロナウイルス感染症の影響に伴う事由Dの特例】

Q22 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変しましたが、公的支援を受けていません。家計急変の支援を受けることはできますか。

A22 新型コロナウイルスの影響を受けた家計急変を事由Dに該当するものとみなすためには、それにより公的支援を受けていることが必要です。

Q23 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変したことについて、証明するための公的支援とは具体的には何ですか。

A23 新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少があった者等を支援対象として、国及び地方公共団体が実施する支援またはこれに類するものです。具体的にどのようなものが該当するかについては、追って公表します。

Q24 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、生計維持者が死亡／罹患による6か月以上就労困難／会社都合による解雇 となった場合、事由Dに該当しますか。

A24 この場合、事由DではなくA～Cのいずれかに該当するのであれば、それらの事由で申し込んでください。

Q25 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、公的支援を受けていますが、受けていた（受ける予定の）証明が発行されていません。家計急変の支援を受けることはできますか。

A25 証明書がなくても、お申し込みいただくことは可能です。証明書の提出をもって審査がなされますので、追ってご提出をお願いします。（証明書の提出がなければ、認定されることはありません。）

Q26 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変した場合、進学資金シミュレーターの結果表示画面が必要とのことでした。何を入力すればよいですか。

A26 給付奨学金シミュレーション（保護者の方向け）で、収入や所得を入力する箇所には急変後の年収（所得）の見込み（1か月分を12倍したもの）を入力し、社会保険料等については「収入等から算出する」を選んでください。他の部分は通常通り入力してください。

Q27 進学資金シミュレーターを使ったところ、「給付奨学金の対象となりません。」という結果が出ました。支援を受けることはできないということですか。

A27 支援を受けることはできません。

Q28 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う家計急変の事由Dに該当する場合、事由発生日はいつですか。

A28 申込時に家計が急変したとの申告があった月の末日です。

【その他】

Q29 2020年3月以前に家計急変事由が発生した場合において、雇用主が発行した給与明細書が全て揃わない場合、揃っている給与明細書のみを提出すればよいですか。

A29 家計急変後の収入状況を審査において確実に把握する必要があるため、家計急変事由発生した後の給与明細書は全て提出していただくようお願いします。

紛失等により給与明細書の提出が困難な場合には、家計急変後の期間中の給与等支給状況について記載した証明書を雇用主に作成していただくよう依頼してください。

Q30 2020年3月に家計急変事由が発生した場合、3月分の給与明細書の提出は必要ですか。

A30 2020年3月に家計急変事由が発生した場合は、進学前に家計急変が発生していますが、給与明細書の提出は不要です。

Q31 給与明細等を提出するのに、なぜ、マイナンバーや課税証明書の提出も必要になるのですか。

A31 家計急変による支援では、給与明細等では確認できない扶養親族や控除等の情報を、定期的に全ての生計維持者と申込者本人の課税証明書の情報を確認することで、支援の区分に反映させます。また、家計急変による支援を開始して一定の期間が経過した後は、通常の採用と同様の方法で適格認定（経済）を行うために、課税証明書の情報を確認する必要があります。このため、マイナンバーや課税証明書の提出が必要になります。

Q32 虚偽の申込みをした場合、罰則はありますか。

A32 偽りその他不正な手段により申し込んだことにより、仮に認定された場合、それによって支給された金額に対し、140/100 を限度として返金していただきます。

(様式) 事故又は病気により離職し半年以上就労が困難な場合の事由による申告書

申込者情報	所属する学校名					
	申込者氏名	カナ (姓)		カナ (名)		
		漢字 (姓)		漢字 (名)		
生年月日 (和暦)		昭和・平成	年	月	日生	
生計維持者情報	事由が生じた生計維持者の氏名	カナ (姓)		カナ (名)		
		漢字 (姓)		漢字 (名)		
	申込者との続柄		<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> その他 ()			
	生年月日 (和暦)		昭和・平成	年	月	日生
事故・病気による就労困難の状況	事故又は病気の発生日		平成・令和	年	月	日
	事由発生前の就労状況	就労の状況	<input type="checkbox"/> 被雇用者 <input type="checkbox"/> 事業主 <input type="checkbox"/> その他 () ※事由が生じた直前まで就労していなければ、申出が認められません。			
		雇用保険	<input type="checkbox"/> 加入しており受給資格があった <input type="checkbox"/> 加入していなかった・受給資格がなかった			
	医師の診断書	発行日	平成・令和	年	月	日
		就労困難である期間	年 月 日 ※期間が6カ月以上であり、かつ申出が就労困難である期間内でなければ認められません。			
添付する証明書	<p>■この事由に該当する生計維持者が必ず提出するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6カ月以上就労困難であることが明記された医師の診断書 <p>■この事由に該当する生計維持者の状況に応じて、下記の事情書に記入してください。</p> <p>※事由発生後、この申出までに収入等を得ている場合には、その書類も必要です。</p>					
事情書	<p>【事由発生直前から申出時点までの就労の状況を詳しく記入すること】</p>					
本事由による申出に関する誓約	<p>独立行政法人日本学生支援機構 理事長 殿</p> <p>1. 私 (申込者) は、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令 (平成16年文部科学省令第23号) 第40条第1項第2号に基づき、私の生計を維持する者が事故又は病気によって就労困難になったために家計収入の減少が見込まれ、私の就学に必要な費用を賄うことが極めて困難となることを申し出ます。</p> <p>2. 私は、上記の事由が発生してから本申出までの間、並びに私が奨学生としての身分を有する間の3カ月毎に、その期間に私の生計を維持する者に生じた全ての課税されうる収入および所得を、機構の定める方法により申告します。ただし、その期間に課税されうる収入または所得が生じていない場合には、その旨を、機構の定める方法により申告します。</p> <p>日付 年 月 日 申込者本人の署名 (印)</p>					

- ※1 期限までに機構の求めに応じた収入等の証明書を提出しない場合は、奨学金の支給が止められる場合があります。
- ※2 偽りその他不正の手段により申込み等を行い、それによって給付奨学金の支給を受けたときは、支給を受けた額に最大140/100を乗じた金額が、国税徴収の例により徴収されます。